諮問番号：令和３年度諮問第３０号

答申番号：令和３年度答申第３７号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和元年１１月２２日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

（１）審査請求人の傷病で、生活保護開始となりマンション（自宅）（以下「マンション」という。）の借主が審査請求人の兄（以下「兄」という。）のため、住宅扶助が出ない事で審査請求人が借主に変わり、兄に連帯保証してもらうよう、処分庁のケースワーカー（以下「ケースワーカー」という。）に言われ、審査請求人の長男（以下「長男」という。）と一緒に兄に頼んだ。

審査請求人と兄が印鑑証明と、契約書に実印を押して名義変更して、いざ、住宅扶助してもらえる寸前のところ、令和元年１１月１８日、ケースワーカーに今後の事で話をしようと言われ、長男と一緒に処分庁に行ったら、長男だけ先に帰らされ、突然「長男が一人で暮らす事になった。」と言われた。審査請求人は「長男と話し合います」と言って帰ったら、長男の荷物がなく、何があったのかと思い、警察に通報した。後で、長男から、同日にワンルームマンションを借り、引っ越したと言われた。それで審査請求人は、一人分の保護費でマンションの家賃を払い、審査請求人が生活を立直すにも突然の事に、余りのショックにこれまで以上に体を壊してしまい、薬を飲みながら、通院している。こんな事、長男の身勝手しかない。一方的なことでしかなく取消しを求める。

（２）審査請求人は、審査請求人の母（以下「母」という。）と長男の３人暮らしであったが、母が亡くなったことで、審査請求人は、急で生活も成り立たず、また、以前からの病気で生活保護を受給させていただいた。しかし、３人で暮らしていたマンションの借主の名義が兄だったので、住宅扶助がなかったため、マンションの借主の名義を審査請求人の名義にして、住宅扶助出来るよう処分庁の職員に言われていた。家賃滞納にもなり、生活も苦しくなって来ているので、ケースワーカーに相談しながら、名義変更の手続をしていた。賃貸借申込書・入居届には、同居人が長男と審査請求人の２人で、そして連帯保証人が兄に変わり、審査してもらった。ケースワーカーとの話はその都度、名義変更できたか等、住宅扶助の話が主で、長男が一人暮らしする話を一切聞いていない。これまでケースワーカーには、家賃滞納や光熱費の遅れ等生活が苦しい話もしていた。急に一人分の保護費で遅れた光熱費の二人分の支払い、また、住宅扶助してもらえる寸前だったので、審査請求人が借主になったことで違約金が発生して、審査請求人自身どうにもならない状態に追いこまれた。

長男は、○○○○○級で１６歳から○○障害も多少あるので、病院より根気よくみてあげるよう指示されている。

また、審査請求人は長男ともめて、長男の暴力があったので、数回警察を呼んで話し合っている。お互い、一筆書かされ対処してもらっていた。別々に暮らすにしても、お互い生活できるようにして、一方的なことではいけないと言われている。

長男が一人暮らしするにも、家賃滞納や違約金が発生する等あるので、審査請求人に一言も言わないのは、やるべき事を怠っているのではないか。

（３）以上より、本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件処分に係る手続について

本件処分についてみると、処分庁は、令和元年１１月２１日に長男の転出を確認したことから、同日付けで審査請求人は一人世帯になったものとして同月分の生活扶助費１４４，１７０円を日割り計算により１２３，１８９円に減額し、同月末に予定されていた長男の父からの仕送り収入５０，０００円を収入充当から削除したことが認められる。その結果、長男転出後の同月分の審査請求人世帯の保護費は８３，３１０円となり、既に支給した同月分の保護費は５４，２９１円であったことから、不足する保護費２９，０１９円を追加で支給する本件処分を行ったことが認められ、本件処分に違算はなく、これらの手続に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、長男が一人暮らしをすることは長男の身勝手で、一方的なことであり、家賃滞納や違約金の発生等があるので、審査請求人に一言も言わないのは、やるべき事を怠っている旨主張する。

これらの審査請求人の主張は長男に対するものと推察できるが、仮に、処分庁に対するものであったとしても、法第９条、法第１０条、生活保護法による保護の基準（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号。以下「保護基準」という。）の別表第１の第１章及び生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第１の規定のとおり、保護は、要保護者の必要に応じて行われるものであり、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものであることから、処分庁が長男の転出をもって保護費の変更を行うことは、事前に審査請求人への説明がなかったとしても違法又は不当とはいえず、審査請求人の主張は採用できない。

（２）住宅扶助費の支給について

また、審査請求人は、一人分の保護費でマンションの家賃を支払うことになり、突然のことで体を壊した旨、家賃の滞納があり、審査請求人が借主になったことで「いやく金」が発生する旨、審査請求人自ら家賃を負担することについて縷々主張するので、審査請求人に対する住宅扶助費の支給についてみる。

処分庁は、①マンションについては兄名義で賃貸借契約がなされていたことから、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第７の４（１）アに該当しないものとして、審査請求人に対し、保護開始時から住宅扶助費を支給せず、賃貸借契約の名義を兄から審査請求人に変更するよう指導していたこと、②令和元年１０月1日、審査請求人に対し、名義変更ができず家賃滞納等により退去を求められた場合には転居費用等が支給可能である旨の説明を行っていたこと、③同年１１月１３日、審査請求人に対し、賃貸借契約書の提示及び家賃等証明書の提出について指導していたことが認められる。

しかしながらその後、本件処分に至るまでの間に、審査請求人から処分庁に対し当該書面の提出又は提示がなされた経過は認められない。

以上の経過からすると、マンションに係る住宅扶助費は、処分庁が審査請求人から賃貸借契約書の提示及び家賃等証明書の提出を受けた後に支給の可否を判断すべきものであり、処分庁の説明のとおり、審査請求人が家賃の滞納により退去を求められた場合には、処分庁から転居費用等を支給することも可能であったことから、本件処分の時点において、処分庁がマンションに係る住宅扶助費について判断していなかったとしても、当該処分庁の対応が違法又は不当とはいえない。

（３）まとめ

以上のとおり、本件処分は、処分庁が長男の転出をもって審査請求人世帯の保護費の変更を行ったに過ぎず、本件処分に係る判断及び手続に違法又は不当な点は認められないことから、審査請求人の主張は採用できない。

（４）上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和３年１１月　９日　　諮問書の受領

　令和３年１１月１１日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：１１月２５日

　　　　　　　　　　　　　　口頭意見陳述申立期限：１１月２５日

令和３年１２月　２日 　審査請求人の主張書面（令和３年１１月２５日付け）及び資料（以下「１２．２主張書面等」という。）の受領

令和３年１２月　３日　　第１回審議

　令和３年１２月　８日　　審査請求人の主張書面（令和３年１２月７日付

　　　　　　　　　　　　け）の受領

　令和３年１２月２８日　　第２回審議

　令和４年　１月２６日　　第３回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第３条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。

（３）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と、同条第２項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第１条及び第３条の基本原理に基づき、法第８条第１項及び第２項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護基準を定めている。

（４）法第９条は、「保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。」と定めている。

（５）法第１０条は、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と定めている。

（６）保護基準の別表第１の第１章は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費を定めており、処分庁管内の本件処分の時点における審査請求人世帯（２人世帯）の居宅基準の基準生活費額は１２２，５７０円、障害加算額は１７，８７０円、冬季加算額は３，７３０円である。また、長男転出後の審査請求人世帯の居宅基準の基準生活費額は７８，６００円、冬季加算額は２，６３０円である。

（７）次官通知第１は、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（８）局長通知第７の４（１）アは、「保護の基準別表第３の１の家賃、間代、地代等は居住する住居が借家若しくは借間であって家賃、間代等を必要とする場合又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定すること。」と記している。

なお、局長通知は、処理基準である。

２　認定した事実

　　審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）及び１２．２主張書面等によれば、以下の事実が認められる。

（１）令和元年９月１３日付けで、処分庁は、審査請求人及び長男に対し、法による保護を開始した。

　　　同日付けの面接記録票には、「直近の生活状況と申請に至る経過」として、「（前略）平成２２年１０月３０日現在地に移ったが、兄が家〔マンション〕を借りてくれた。その後、母の遺族年金と兄が出してくれていた家賃のおかげで生活してきたが、母が８月２７日に亡くなり、兄が家賃援助を止め、母の年金も無くなり、途端に生活できなくなり、本日の申請となった。」と、「措置」として、「（前略）母が存命中、母の名義で住宅が借りれず、兄が借りていた。現在もそのままで、主〔審査請求人〕が兄に家賃を渡し、兄の口座から引かれる。検討が必要。（名義変更には更新料５万円が必要）（後略）」と記載されている。

（２）令和元年９月２５日付けのケース記録票には、「＜（主）宅の状況について＞・今年の７月分以降家賃を払えていない。以前滞納した時に「次は２ケ月滞納したら出て行ってもらう」と言われ、今回も家主から催促と退去を求める電話がかかってきているとのこと。・近所（中略）でアルバイトしている（長男）がこの家に住み続けることにこだわっているが、名義変更には（主の兄）の印鑑証明と５万円の手数料が必要と言われたし、そもそも家賃滞納を解消しないと名義変更にも応じてもらえない。」と、「＜ＣＷ〔ケースワーカー〕より説明＞・現住居は（主の兄）名義で借りている住居なので、生活保護で家賃計上することはできない。（中略）・生活を立て直すため、生活保護基準内の（主）名義の家を借りて（長男）と２人暮らしをする方がいいのではないか。」と記載されている。

（３）令和元年１０月１日付けのケース記録票には、「＜現住居の名義人の変更について＞・（主）が不動産屋に保護を申請していると伝え、家賃滞納（８・９月分）と名義変更について相談したところ、「（兄）から（長男）に名義変更をするにあたり、保証人を（兄）に頼み保証会社も付けるということなら、２～３万円の費用で済むように検討すると言ってくれたとのこと。」と、「＜ＣＷより下記説明＞（中略）・今のところ（主の兄）名義の家に住んでいるので家賃の計上ができない。（中略）・保護受給中に現住居を（主）か（長男）の名義に変更できたら、生活保護基準の住宅費の計上ができる。名義変更できず、家賃滞納等により家主から文書で退去を求められたら、それを当所に提示したら、保護基準内の物件への契約に必要な費用、転居費用を支給できる。（後略）」と、「＜最終的に（主）（長男）ＣＷで確認したこと＞（中略）・現住所の名義を変更できるかどうか、（主）から（兄）や不動産屋に相談する。変更できなければ転居する方向。（後略）」と記載されている。

（４）令和元年１０月８日付けのケース記録票には、「＜（主）宅の名義変更について＞・現在（主）宅は（主の兄）名義で借りており、住宅費を計上していない。・（主）は、（長男）に名義変更したいと考えているが、１０/１４に法事があり、（主の兄）が忙しいので、それ以降に名義変更の話をするとのこと。２～３万の費用がかかるとのこと。（長男）の収入で支払う予定。→ＣＷより、名義が（主の兄）のままでは家賃の計上ができないので、至急話をつけるよう指導した。＜１０月度の保護の要否について＞・ＣＷより、（長男）の１０／１２の給与が１２～１３万円、仕送りが５万円なら、１０／１付で保護の停止になる見込みであると説明した。（後略）」と記載されている。

（５）令和元年１０月１５日付けのケース記録票には、「（前略）（主）宅の名義変更は、１０月末にはしたいと考えている。（長男の父）からの仕送りが入るはずなのでそれをあてるつもりとのこと。」、「保護の停止について（１０／１付）収入増により生活状況経過観察のため保護停止する。【保護を停止する日】令和元年１０月１日（後略）」と記載されている。

（６）令和元年１０月１７日付けのケース記録票には、「（主）来所（中略）・家賃の名義が変更したら、賃貸借契約書と当所の家賃等契約書を提出指示。（後略）」と記載されている。

（７）令和元年１０月２３日付けのケース記録票には、「（主）へＴＥＬ　現住所の名義人変更について、世帯主である（主）に変更するよう伝えた。（主）「兄にその話を自分が直接するのが嫌だから、息子〔長男〕から兄に話をさせようと思っていた」とのこと。（主）名義に変更できるように手続きしてみるとのこと。」と記載されている。

（８）令和元年１１月１３日付けのケース記録票には、「（主）（長男）来所（中略）・（主）より、現住居の名義を（主）へ変更することができたと報告あり。ただ、（兄）が保証人になる手続きがまだできていなくて、賃貸借契約書ができていないとのこと。→ＣＷより、家賃等証明書を交付、不動産屋か家主に証明を頼み、当所へ提出するよう求めた。また、賃貸借契約書ができたら提示するよう求めた。」と、「保護の再開（停止解除）について（１１／１付）収入が最低生活費を下回ったため、令和元年１１月１日付で保護を再開する。」と記載されている。

（９）令和元年１１月１４日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を再開する旨の保護決定処分を行った。

当該処分に係る保護決定通知書の「１．保護の決定内容、認定年月日及び決定した理由」の欄には、「内容　再開」「認定年月日　令和元年１１月１日」　「決定した理由　停止解除（中略）就労収入の変更（確定）」と、「２．決定内容」の欄には「生活扶助５４，２９１円　住宅扶助０円　（中略）合計５４，２９１円」「収入充当　就労収入３９，８７９円　不就労収入５０，０００円　合計８９，８７９円」「（扶助額１４４，１７０円）－（収入充当額　８９，８７９円）＝（支給額　５４，２９１円）」と記載されている。

（１０）令和元年１１月２１日付けのケース記録票には、「（主）（長男）来所（中略）・（長男）から（主）に「今日から一人暮らしをします」と伝えた。（中略）・（長男）（中略）とＴＥＬし、無事に荷物を新居に運び入れたことを確認した。」と、「世帯員減について（１１/２１付）（長男）の転出により、世帯員減する。・世帯員減する日：令和元年１１月２１日・なお、同日付で（長男）単独で保護申請、手続予定。・（長男）の仕送り収入は、１１月分が１１月末に（長男）口座に入金予定であるため、（主）世帯の仕送り収入については１１/１付で削除する。これにより、１１月分保護費の追給２９,０１９円について、随時窓口払いとする。・１２月度の保護費は（主）口座払いとする。」と記載されている。

（１１）令和元年１１月２２日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、保護費の変更を行う本件処分を行った。

本件処分に係る保護決定通知書の「１．保護の決定内容、認定年月日及び決定した理由」の欄には、「内容　変更」「認定年月日　令和元年１１月１日　決定した理由　仕送り・贈与の削除」「認定年月日　令和元年１１月２１日　　決定した理由　（中略）転出により基準生活費を変更　（長男）（後略）」と、「２．決定内容」の欄には「生活扶助８３，３１０円　住宅扶助０円　（中略）合計８３，３１０円」「収入充当　合計３８，８７９円」「（扶助額１２３，１８９円）－（収入充当額　３９，８７９円）－(支給済額　５４，２９１円）＝（支給額２９，０１９円）」と記載されている。

（１２）令和元年１２月２４日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

（１３）令和元年１２月２６日付けのマンションに係る「家賃等証明書」（以下「本件家賃等証明書」という。）には、賃借人の欄に審査請求人の氏名、参考事項の欄に同年１０月までの家賃が支払済である旨、３か月分の家賃１６５，０００円が滞納されている旨、が記載されている。

３　判断

（１）保護費の変更について

審査請求人の主張は、長男が審査請求人の了解なく一人暮らしをしたことを理由に単身世帯になったとして保護費を変更したことは違法又は不当であるというものである。

しかしながら、前記１（５）の法第１０条及び前記１（７）の次官通知第１のとおり、保護費の決定は、要保護者の必要に応じて、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものである。それゆえ、処分庁が長男の転出を理由に保護費の変更を行うに際して、その転出に同居者である審査請求人の同意があるか否かを確認しなくとも、また、審査請求人への説明を行わなかったとしても違法又は不当とはいえず、審査請求人の主張は採用できない。

また、本件処分における保護費の支給は、前記１（６）のとおり、「保護基準」に従ったものであり、その算定に誤りはなく違法又は不当な点は認められない。審査請求人は、一人世帯になったものとして、令和元年１１月分の生活扶助費が減額されたと主張するが、他方で、長男の父からの仕送り５０，０００円が収入充当額８９，８７９円から控除されており、本件処分によって１１月分の保護費が２９，０１９円増加して合計８３，３１０円を受給していることになる。

なお、審査請求人の主張を善解するに、審査請求人及び長男が○○○○を有しているため、ケースワーカーが審査請求人及び長男の生活状況をより丁寧に調査を行い、相談に乗った上で長男の一人暮らしを認めるべきであったとの趣旨であると考えられる。審査請求人が母親として、○○○○を有する長男が一人前の大人として一人暮らしができるかどうか心配する心情を有することは無理もないが、長男は既に成人していてレストランでアルバイトをしていることなどを考え併せると、ケースワーカーにおいても長男が一人暮らしをすることに反対する理由はないというべきである。また、審査請求人自身も一人暮らしになることについて、母と長男の３人暮らしから母の死を経て一人暮らしになってしまうことに不安を感じるという心情を理解できなくもないが、そのことをケースワーカーのせいにすることはできない。したがって、ケースワーカーの対応に違法又は不当な点があったとは認められない。

（２）住宅扶助費の支給について

審査請求人は、一人分の保護費で今の住居の家賃を支払うことになり、突然のことで体を壊した旨主張する。

本件処分の経過についてみると、前記２（２）から（８）のとおり、処分庁は、①審査請求人の居住する住居については兄名義で賃貸借契約がなされていたことから、保護開始時から住宅扶助費を支給せず、賃貸借契約の名義を兄から審査請求人若しくは長男に変更するよう説明したこと、②令和元年１０月１日、審査請求人に対し、名義変更ができず家賃滞納等により退去を求められた場合には転居費用等が支給可能である旨の説明を行ったこと、③同年１１月１３日、審査請求人から名義変更ができたとの報告を受け、審査請求人に対し、賃貸借契約書の提示及び家賃等証明書の提出を求めたこと、が認められる。

しかしながらその後、本件処分に至るまでの間に、審査請求人から処分庁に対し当該書面の提出又は提示がなされた事実は認められない。

したがって、本件処分の当時において、処分庁が、マンションに係る住宅扶助費について判断していなかったとしても違法又は不当な点はない。

なお、審査請求人から本審査会の調査審議の手続において、前記２（１３）のとおり、本件家賃等証明書が提出されているが、そこには３か月分の家賃滞納がある旨の記載がある。そのことからすると、本件処分の当時、審査請求人は家賃の支払を実際には行っていないのであって、そのことによって生活が苦しくなっていたとの事実は認められない。また、本件家賃等証明書から、賃借人が審査請求人になっていることを確認できるものの、本件家賃等証明書の作成が本件処分の後である以上、マンションの賃借人の名義が審査請求人に変更されているとして、本件処分において、住宅扶助の支給がなされるべきであったと見ることはできず、上記判断を左右するものではない。

（３）結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第２部会

委員（部会長）針原　祥次

委員　　　　　衣笠　葉子

委員　　　　　野田　崇